

能代市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル募集要項

1 業務の概要

業 務 名： 能代市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

業 務 目 的： 水素ラボ構想を推進するための財源及び連携先の確保に向けて、企業版ふるさと納税を検討する企業等に対して効果的なプロモーション活動を行うとともに、事業の趣旨に賛同して現金による寄附を行う企業と本市のマッチングを図る。

※詳細は仕様書のとおり

業 務 内 容： 水素ラボ構想の財源確保に向けた企業版ふるさと納税のプロモーションと募集

契 約 期 間： 契約締結の日から令和9年3月12日まで

業 務 場 所： 能代市指定場所

業務上限額： 13,250千円（消費税および地方消費税相当額を含む）

※ 見積書（様式6）の1がこの金額を超えないこと。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

2 参加資格要件

本業務の募集に参加できる者は、資格確認の基準日を、参加表明書の受付期限日として次に掲げる参加資格要件の全てを満たす法人、団体、個人事業者とする。

- (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 国、秋田県及び本市における指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始がなされていない者及びこれらの手続き中である者でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 過去3年以内に同種の履行実績を有していること。

3 欠格事由

次のいずれかに該当することとなったときは、本件プロポーザルに参加することができない。

- (1) 2に掲げる参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。

4 全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

項 目	日 程
① プロポーザル実施の公告	令和 8 年 7 月 1 6 日 (木)
② 参加表明書の受付期間	令和 8 年 7 月 1 6 日 (木) から 7 月 3 0 日 (木) まで
③ 質疑の受付期間	令和 8 年 7 月 1 6 日 (木) から 7 月 2 3 日 (木) まで
④ 質疑への回答期限	令和 8 年 7 月 2 7 日 (月)
⑤ 参加資格者確認結果通知 ○参加資格確認 ○提案書（企画提案書）の提出依頼	令和 8 年 8 月 5 日 (水)
⑥ 提案書の提出期限	令和 8 年 8 月 1 9 日 (水)
⑦ 第 2 回選定委員会 ○プレゼンテーション ○ヒアリング・審査 ○受注予定者の選定	令和 8 年 8 月下旬
⑧ 契約締結	令和 8 年 9 月上旬
⑨ 履行期限（契約終了）	令和 9 年 3 月 1 2 日 (金)

※説明会は開催しない。上記スケジュールは、変更となる場合がある。

5 参加表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

提出書類 ①参加表明書 (様式 1)

②会社概要 (様式 2)

③業務実績表 (様式 3)

④国税及び地方税に滞納がないことの証明書（納税証明書等）

※市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

※業務実績表は同種業務等の実績を記載対象とし、契約相手方、業務名、契約期間、業務概要について記入すること。また、履行実績における獲得金額を示す書類を添付すること。

提出場所 能代市企画部総合政策課企業連携室(〒016-8501 秋田県能代市上町 1-3)

提出部数 各 1 部

提出方法 提出期間内に上記提出書類を能代市企画部総合政策課企業連携室へ次のいずれかの方法により提出すること。

・電子メール（送信後、市に対し必ず電話等で受信確認を行うこと）

提出先アドレス：sougou@city.noshiro.lg.jp

・持参又は郵送・宅配等（書留やレターパック等、受取確認ができる方法）によること。（提出期間内必着）

提出期間 令和8年 7月16日（木）から
令和8年 7月30日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 質疑及び回答

質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

提出書類 質問書（様式5）

提出場所 能代市企画部総合政策課企業連携室（〒016-8501 秋田県能代市上町1-3）

提出部数 1部

提出方法 提出期間内に上記提出書類を能代市企画部総合政策課企業連携室へ次のいずれかの方法により提出すること。

- ・電子メール（送信後、市に対し必ず電話等で受信確認を行うこと）

提出先アドレス：sougou@city.noshiro.lg.jp

- ・持参又は郵送・宅配等（書留やレターパック等、受取確認ができる方法）によること。（提出期間内必着）

提出期限 令和8年 7月23日（木）

回答方法 令和8年 7月27日（月）までに、質疑及び回答内容を市ホームページに公開する。なお、質疑への回答は、本要項の追加又は修正とみなす。

7 参加の辞退

参加を辞退する場合は、次のとおり書類を提出すること。

提出書類 参加辞退届（様式7）

提出場所 参加表明書の提出場所と同じ

提出部数 1部

提出方法 提出期間内に上記提出書類を能代市企画部総合政策課企業連携室へ次のいずれかの方法により提出すること。

- ・電子メール（送信後、市に対し必ず電話等で受信確認を行うこと）

提出先アドレス：sougou@city.noshiro.lg.jp

- ・持参又は郵送・宅配等（書留やレターパック等、受取確認ができる方法）によること。（提出期間内必着）

提出期限 令和8年8月19日（水）まで。

（土曜日、日曜日を除く。午前8時30分～午後5時15分）

8 第一次審査と提案書等の提出依頼

（1） 第一次審査

第一次審査は参加表明書提出時の書類を審査し、審査の結果は参加申込者すべてに電子メールにより通知する。なお、参加者が相当数となった場合は、業務実績表等の提出書類により第一次審査通過者を決定する。

（2） 提案書等の提出依頼

第一次審査の結果及び提案書等の提出依頼について、令和8年8月5日（水）に電

子メールにより通知する。

9 提案書等の提出

提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

提出書類 (1) 提案書(企画提案書)

仕様書の目的・業務内容等を踏まえ、下記の作成要領に従い作成すること。

(2) 業務実施体制(様式4)

(3) 見積書(様式6)

本業務の提案見積価格を記載すること。

提出部数 8部(原本1部、写し7部) ※電子メールの場合は原本1部のみ

提出場所 参加表明書の提出場所と同じ

提出方法 提出期間内に上記提出書類を能代市企画部総合政策課企業連携室へ次のいずれかの方法により提出すること。

- ・電子メール(送信後、市に対し必ず電話等で受信確認を行うこと)

提出先アドレス: sougou@city.noshiro.lg.jp

- ・持参又は郵送・宅配等(書留やレターパック等、受取確認ができる方法)によること。(提出期間内必着)

提出期間 令和8年8月 5日(水) から

令和8年8月19日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

作成要領 次ページの提案書内容について、片面印刷でA4版10枚以内(表紙、目次等を含む)、横書き、文字サイズ11ポイント以上で具体的かつ簡潔に記載すること。なお、図表等の挿入は可とし、図表等に用いる文字サイズは指定しない。

提案書について

(1) 事業目的

(2) ネットワーク

- ・事業者独自の企業等とのネットワーク
- ・本事業で現金寄附の獲得を狙う業種

(3) プロモーション方法

- ・制作、活用するPRコンテンツ
- ・企業に対する現金寄附の依頼方法(対象事業のPR、提案方法)

(4) 事業実施体制

- ・責任の所在、スケジュール、市との役割分担、打合せ・連絡体制等

10 プレゼンテーション及び審査

提案書を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとし、これに係る

ヒアリングを実施する。

(1) プレゼンテーション

実施日時 令和8年8月下旬（詳細は別途通知する。）

実施場所 能代市役所（オンライン可）

所用時間 プレゼンテーションは20分以内、質疑応答10分程度

内 容 プレゼンテーションは非公開とする。提案書の説明は、提出書類等を使用して行う。必要に応じて市が所有するプロジェクター等の使用を可とするが、PC等は提案者が準備、操作すること。（プロジェクター、接続コード、スクリーンは市で準備する。）

オンラインの場合は、担当部署と事前に十分な調整を図ること。

(2) 審査方法

提案書の書類審査に加えて、プレゼンテーションの結果を加味し、能代市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が厳正に審査し、選定する。選定後、採否の結果を電子メールにより通知する。

※ 審査内容、選考の理由及び選考結果に対する質疑、異議等には一切応じない。

1.1 契約について

受注予定者を決定後、その者と随意契約により委託契約を締結する。

受注予定者が契約締結を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を受注予定者とし、その者と随意契約により委託契約を締結する。

受注候補者が1者のみの場合にあっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受注者に適していると認められる場合は、その者を受注予定者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

1.2 その他

(1) 次の事項に当てはまる場合は、提案を無効とする。

① 仕様を満たしていない場合。

② 受注予定者選定にあたり、提案者において信義に反する行為等があった場合。

(2) 本件業務の契約締結後に、能代市情報公開条例（平成18年3月21日条例第14号）第5条の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、プレゼンテーションに関する会議録等の全部又は一部を開示する。

(3) 提案や提出書類に関する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出した書類については、提案者の都合による変更を認めない。また、書類は返却しない。

(5) 提案の著作権は提案者に帰属する。